

諮問事件：

諮問番号：平成21年（情）諮問第1号

事件名：平成19年度決算検査報告に掲記された特定の地方公共団体における国土交通省所管国庫補助金の不適正な経理処理について、補助金予算科目が特定できる資料の不開示決定に関する件

諮問日：平成21年 2月20日

答申日：平成21年11月16日

答申書

第1 審査会の結論

平成19年度決算検査報告に掲記された特定の地方公共団体（以下「本件地方公共団体」という。）における国土交通省所管国庫補助金の不適正な経理処理の補助金予算科目が特定できる資料（以下「本件対象文書」という。）について、その全部を不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が21年1月19日付け210普第17号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 本件地方公共団体による不正経理は、県民国民を欺く行為であり、さらに、虚偽文書を作成するとは、法治国家の中枢を成す公務員及び行政の取るべき行動ではない。

会計検査院は、様々な理由付けをして不開示決定を正当化しているが、国民の模範を示すべき公務員が不法行為を働くこと自体が言語道断であり、不法行為に関する文書を不開示とすることは、それに加担する行為に等しい。

イ 法第1条の趣旨からすれば、本件のような不法行為に関する資料はすべて開示されるべきである。会計検査院の不開示理由は、納税する

国民側に立った視点のものではなく、むしろ、行政側の都合によるものと考えられる。会計検査院には、検査し、報告するだけでなく、不正行為を二度とさせない強い姿勢を示すことが求められている。

ウ 法第5条第5号に規定する率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれは、既に決算検査報告として公表されたものに対しては、不開示理由に該当しない。

また、同号に規定する不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれについても、不正経理は県民国民に対する背信行為であり、開示したとしても混乱は生じないばかりか、特定の者に不利益を及ぼすものでもないことから、不開示理由に該当しない。むしろ、背信行為者に利益を与えることになる。

エ 法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれ等は、既に決算検査報告として公表されたものに対しては、不開示理由に該当しない。むしろ、積極的に開示されるべきであり、結果的に公務員による税金の無駄遣いが減少するものと思料される。

オ 法第5条第2号イに規定する法人等の正当な利益を害するおそれとは、行政間での手続が正常に行われた場合にのみ適用されるべきである。既に本件地方公共団体からは関係文書200枚の情報公開が行われ、法人等の情報についても明らかになっていることから、上記おそれを理由に不開示とすることは、不正経理を行った悪意の者をほう助することになり、また、国と本件地方公共団体における法解釈に矛盾を来し整合性を欠くことになる。

(2) 意見書

ア 日本国憲法第17条、第97条、第98条及び第99条の規定によると条規に反する行為の全部又は一部は効力を有せず、国民は、公務員の不法行為により損害を受けたときには、法律の定めにより賠償を求めることができると解釈できる。国民の権利（主権在民）を行使する上で、行政及び公務員の不法、不正行為に目を背けることはできない。

会計検査院の平成19年度決算検査報告により、本件地方公共団体の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反が判明した。そして、その記載内容から本件地方公共団体の職員は、虚偽公文書作成・同行使等及び公金詐欺の刑法犯に該当するものと考えられる。

この結果、本件地方公共団体は補助金を返還することになり、さらには適正な会計処理を行っていれば支払う必要のなかった延滞加算金等も支払うことになったことは、県民の実害である。

また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第16項には、「地方公共団体は、法令に違反してその事務処理をしてはならない。」と規定されており、本件地方公共団体が行った不正経理は、同項にも違反している。

したがって、憲法第17条に規定する公務員の不法行為による国家賠償の権利を行使する目的で、情報開示を求めたものである。

イ 法第1条の趣旨からすれば、政府の諸活動を国民に説明する責務を全うし、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進を図る上で、本件の部分開示は当然のことである。

しかし、諮問庁が本件に関して作成した意見書の主張によると、本件対象文書のすべてについて、不開示妥当の結論となっている。これでは、法の本来の目的から著しく掛け離れ、会計検査院は法の対象外の仕組みとなっているものと思料される。

会計検査院の検査過程における情報のすべてを開示することが同院の検査に支障を来すことは理解できるが、不法行為の確定部分に関する情報の部分開示は可能なはずである。

ウ 憲法第17条に基づく訴追を行うためには、上記イの不法行為の確定部分に関する情報の部分開示が必要不可欠である。

今回の開示請求は、審査請求人ができる範囲から行政訴追を進める上で必要なものであり、それを妨げる不法行為者の擁護と理解されるような法の運用は許されず、また、公務員の訴追に関する憲法上の権利は尊重されるべきであるから、最大限部分開示されるべきものである。

エ 会計検査院が決算検査報告で公表した指摘事項について、既に本件地方公共団体からは資料(業者名・金額の分かるもの、請求書、りん議書、国に提出した報告書等)の開示を受けており、すべてを不開示とした会計検査院の対応とは顕著な差異が生じていることは、情報公開制度に一石を投じるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書及び処分概要

(1) 本件対象文書の特定

審査請求人は、20年12月15日付けで、会計検査院事務総長に対

して、平成19年度決算検査報告に掲記された国土交通省所管国庫補助金の不適正な経理処理のうち、本件地方公共団体に係る経理処理がそれぞれ国の補助金予算科目のどれに該当するか特定（確定）できる資料について開示請求を行った。

処分庁は、上記開示請求に対して、平成19年度決算検査報告に掲記された「国庫補助事業に係る事務費の執行に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な経理処理を行って物品の購入等に係る需用費を支払ったり、補助の対象とならない用途に賃金や旅費を支払ったりしていたもの」等の指摘事項（以下「19年度報告事項」という。）における本件地方公共団体の指摘に係る検査資料として、下記の文書を特定した。

ア 指摘の態様等を整理した資料

イ 予算科目別の国庫補助事務費に関する資料

ウ 予算科目について整理した資料

(2) 不開示決定

処分庁は、21年1月19日付けで、本件対象文書が19年度報告事項に係る検査過程、すなわち、20検査年次の検査過程において、会計検査院が特定の検査事項の取りまとめのために作成・使用するなどした検査資料であり、同院の一定の検査上の関心ないし検査の目的に基づいて整備が行われたものであるなどとして、後記2及び3と同様の理由により、不開示決定を行った。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、21年1月23日付けで、上記不開示決定の処分を不服として審査請求を提起した。

2 検査資料の一般的な不開示情報該当性

本件対象文書は、会計検査院が本件地方公共団体に対する20検査年次の検査過程において、特定の検査事項の取りまとめのために作成・使用するなどした検査資料である。

一般に、検査資料が開示され、その種別・内容等に関する情報が公にされた場合には、次の(1)から(4)までのようなおそれがある。

(1) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、現行制度上、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、あくまでも受検庁の理解と協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正

を図る」(会計検査院法(昭和22年法律第73号)第20条第2項)という会計検査の目的の適切かつ効果的な達成を図るためには、同院と受検庁が検査する者と検査される者としての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要となる。

そして、検査過程では、会計検査院と受検庁との間で率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議が行われることが重要である。なぜなら、会計検査院が常時会計検査を実施することを通じ上記のような検査の目的を適切かつ効果的に達成していくためには、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換ないし真剣かつ真摯な討議を通じ、同院と受検庁が事実関係の正確な把握とこれに対する適切な評価を共有することが必要となるからである。

このようなことから、会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外のもの、すなわち、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来、不公表としている。

そして、受検庁は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもの以外の検査の結果等に関する情報については、その性質上公表されないものであることを前提として会計検査院の検査に協力し、各種の検査資料の提出、これらに関する所要の説明及び検査に必要な情報の提供を含む同院との率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議等を行っているのであり、最終的・確定的なもの以外の検査の結果等に関する情報がその性質上公表されないものであることは、受検庁の同院の検査に対する理解と協力の前提である。

したがって、このような情報が公にされた場合には、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表に対する受検庁一般又はその他の関係者一般の信頼を損ね、同院の検査に対する受検庁の理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

よって、このような情報を公にすることは、会計経理の適正を期し、是正を図るなどの会計検査の目的の適切かつ効果的な実現を図ることに著しい支障を及ぼすおそれ、すなわち、会計検査院の正確な事実の把握

を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

(2) 受検庁による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

また、上記(1)のとおり、会計検査院の実施する会計検査は受検庁の理解と協力を得て行われるものであるが、同院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、公表することが受検庁に対する社会的非難を招来するなど多方面に大きな影響を及ぼす場合があることなどから、同院が検査の結果等を決算検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するまでの過程では、受検庁により様々な会計検査対応が行われる。

すなわち、会計検査院が実地検査等の検査過程で検査の端緒をつかみ、実地検査の延長である検査過程で受検庁から各種の検査資料の提出、検査に必要な情報の提供を受けるなどして事実関係を把握し、質問文書を作成して受検庁に発遣し、質問文書に対する回答文書を受領するまでの過程では、当該検査の結果等が決算検査報告等に掲記され、公表されることを極力回避しようとする受検庁により、関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった隠ぺい工作等の不適切な会計検査対応が行われる例も見受けられる。

また、会計検査院が行う資料提出要求又は検査に必要な情報の提供要求に対し、当該資料又は情報を提出又は提供した場合にはこれが公にされるおそれがあるなどとして受検庁がその提出又は提供をちゅうちょし又はこれに難色を示す場合も少なくない。

そして、一般に、ある検査事項に関する検査資料が開示された場合には、当該受検庁のほか、他の受検庁においても、検査資料に関する情報は一般に公にされるもの又はその蓋然性が高いものであると受け止められるおそれがある。上記のような会計検査の現実を踏まえれば、受検庁一般にそのように受け止められた場合には、現在又は将来の検査過程において、受検庁により当該検査資料の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院として必要な検査資料の提出、検査に必要な情報の提供等が得られない事態を招来するおそれがあり、もって同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

なお、このような不適切な会計検査対応の理由ないし口実を与えるおそれは、会計検査院による検査の結果等が受検庁にとって重大な事態であり、問題の所在が表面化することそれ自体を回避しようとするような

場合であればあるほど現実的なものとなることは、会計検査における経験則に照らし明らかである。

(3) 具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出するおそれ

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、検査対象である特定の検査事項及びこれに関する具体的な検査活動の内容、進ちょく状況、具体的な検査の着眼点及び検査手法、検査結果の取りまとめに関するノウハウ等については、いずれも検査上の秘密に属する事項であって、これらに関する情報については、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

そして、検査資料は、特定の検査事項の検査過程において具体的な検査上の関心ないし検査の目的に従って収集・整備されるものであるから、その収集・整備の状況は、当該検査事項及びこれに関する具体的な検査活動の内容、その進ちょく状況等を端的に示すものであり、また、検査資料は、具体的な検査の着眼点、検査手法等に基づき取得又は作成されるものであるから、検査資料の種別・内容等に関する情報からは、具体的な検査の着眼点、検査手法、さらには検査結果の取りまとめに関するノウハウ等を推知することが可能である。

したがって、検査資料の種別・内容等に関する情報が公にされた場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、上記のような検査上の秘密に属する情報又はこれを推知することが可能な情報を受検庁に察知され、同院の实地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な实地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集（検査に必要な情報の収集を含む。）を阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

すなわち、このような情報を公にすることは、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがあり、また、特定の受検庁又はその他の関係者に不当に利益を与えるおそれがある。

なお、会計検査院の実施する会計検査は、基本的に、特定の検査箇所に対する实地検査の終了により完結し又は同院が実施した検査の結果等がある年度の決算検査報告等に掲記することで完結するものではなく、

同種又は類似の検査が繰り返し又は複数年次にわたって継続的に行われることが少なくない。このため、ある不開示情報の不開示情報該当性(一定の「おそれ」の有無)を判断するに当たっては、このような会計検査院の会計検査の特質ないしその実施状況について十分に斟酌されなければならない。

(4) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれ

検査過程又は審理・判断の過程における不公表の取扱いの趣旨・目的は、外部の不当な圧力・干渉等を排除した中立的立場からの厳正かつ円滑な検査の実施及び検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断の機会を確保することにある。そして、検査資料は、検査過程又は審理・判断の過程における検査の結果等に関する情報であり、上記(3)のとおり、当該検査資料の種別・内容等に関する情報からは、具体的な検査の着眼点、検査手法等を知り又は推認することが可能である。

したがって、検査資料の種別・内容等に関する情報を公にすることは、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断の機会を確保するために設けられた審理・判断の過程の手続的な意義を損ねるのみならず、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部の審理・判断の過程における出席者相互間の自由で率直な意見交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがある。

すなわち、会計検査院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、また、同院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがある。

3 本件対象文書の不開示情報該当性

(1) 法第5条第6号(イ及び柱書き)該当性

ア 前記2の(1)から(3)までにおいて論じた点を踏まえると、本件対象文書に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院が検査過程で「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第5条第6号イ)があり、不開示情報に該当する。

イ 本件対象文書に記録された情報は、会計検査院が行う検査の過程又は審理・判断の過程における事務に関する情報であり、法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報に該当する。そして、本件対象文書に記録された情報が公にされ、その種別・内容等が明らかとされることにより生ずるおそれとは、前記2の(4)

で論じたとおりである。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、会計検査院の「検査」に関する「事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（法第5条第6号柱書き）があり、不開示情報に該当する。

(2) 法第5条第5号該当性

本件対象文書に記録された情報は、会計検査院内部又は同院と受検庁等との間の「審議、検討又は協議」に関する情報であり、法第5条第5号に規定する「国の機関」、「地方公共団体」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

そして、前記2の(1)、(3)及び(4)において論じた点を踏まえると、本件対象文書に記録された情報を公にすることにより、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし検査の結果等に関する真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれ、同院内部における率直な意見の交換等を不当に損ね、同院の独立機関、国等の機関の会計検査を担当する専門機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれ及び同院の具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出し、特定の受検庁又はその他の関係者に同院の検査による指摘を免れる術を教示する結果となるなどのおそれがある。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、この情報を「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び会計検査院の検査に関係する「特定の者に不当に利益を与え」るおそれ（法第5条第5号）があり、不開示情報に該当する。

(3) 法第5条第2号イ該当性

さらに、本件対象文書の一部には、法人の名称の情報が記録されている。

当該情報は、法人等に関する情報であって、この情報を「公にすることにより」、当該法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（法第5条第2号イ）であり、不開示情報に該当する。

(4) 部分開示の適否

本件対象文書は、会計検査院が本件地方公共団体に対する20検査年次の検査過程において、特定の検査事項の取りまとめのために作成・使用するなどした検査資料であるから、それ全体として当該検査事項に関

する一つの検査資料であり、前記3の(1)及び(2)のとおり、その種別・内容等を明らかにすることが法第5条第6号(イ及び柱書き)及び第5号に規定する「おそれ」を生じさせる。そして、このような「おそれ」を生じさせるという点については、本件対象文書を構成する各文書の種別・内容等の情報の一部を明らかにする場合についても同様である。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、文書ごとにそれぞれその全体が検査資料の種別・内容等に関するひとまとまりの情報として、法第5条第6号(イ及び柱書き)及び第5号に該当することから、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる(法第6条第1項)か否かを検討する必要はない。

(5) 諮問庁の所見

以上のことから、本件不開示決定の処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成21年	2月20日	諮問書の收受
同年	4月30日	諮問庁から意見書を收受
同年	5月27日	諮問庁の職員(会計検査院第5局特別検査課長ほか)からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
同年	6月8日	審査請求人から意見書を收受
同年	10月14日	審議
同年	11月11日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、20年12月に行われた開示請求に対し、処分庁が本件対象文書を開示請求の対象文書として特定した上で、21年1月に本件対象文書を不開示とする決定を行った事案に係るものである。

そして、同年同月に審査請求人より、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、同年2月に諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件不開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成19年度決算検査報告に掲記された国土交通省所管国庫補助金の不適正な経理処理のうち、本件地方公共団体に係る経理処

理がそれぞれ国の補助金予算科目のどれに該当するか特定（確定）できる資料として開示請求があったものである。

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、本件対象文書はすべて、20検査年次の検査過程において、会計検査院が特定の検査事項の取りまとめのために作成・使用するなどした検査資料であると認められる。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い等について

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による搜索、差押えのように直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した質問文書を受検庁に発遣し、質問文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を行っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどにかんがみ、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを決算検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、

すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

また、会計検査院では、特定の検査事項に関し、検査過程において収集、作成等される検査資料に記録された情報を公にすれば、検査事項、検査内容、検査の着眼点のほか、具体的な検査手法等が明らかになり、検査の実施及び検査の結果等の審理・判断に支障が生ずるおそれがあるとしている。

(4) 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

会計検査院と受検庁の間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、会計検査院の正式な検査の結果等（指摘事項等）とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断の過程を経て決算検査報告に掲記するなどされたもののみであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、質問文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁の間では、特定の検査事項に関して提出される検査資料や質問文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、その提出及び授受等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁の間における信頼を前提とする検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱

いは、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で理由のないものではないと認められる。

4 不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分するなどして調査したところ、本件対象文書は、20検査年次の検査過程において、本件地方公共団体における国庫補助事業に係る事務費の執行に際しての不適正な経理処理の具体的な内容を把握するために、会計検査院が本件地方公共団体から検査に必要な情報の提供を受け作成した検査資料であり、この種別・内容からは、同院の具体的な検査手法、検査結果の取りまとめに関するノウハウ等を端的に読み取ることができるものである。

このため、これらの情報が公になり、本件地方公共団体以外の受検庁等一般に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査手法、検査結果の取りまとめに関するノウハウ等が明らかになり又は推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、この情報を公にすることにより、法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第6号柱書き及び第5号該当性等について判断するまでもなく、法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、既に本件地方公共団体から19年度報告事項に関する資料の開示を受けており、この資料に記録されている情報と同一の情報については開示すべきであると主張している。

しかし、本件対象文書に同一の情報が含まれているとしても、それを公にすることとすれば、具体的な検査手法、検査結果の取りまとめに関するノウハウ等が推認されるものと認められ、審査請求人の主張は採用することができない。

また、審査請求人は、本件対象文書に不開示情報に該当する情報が含まれているのならば、その部分のみを不開示とし、その他の部分については開示すべきであると主張している。

しかし、前記のとおり、本件対象文書の種別・内容からは、具体的な検

査手法、検査結果の取りまとめに関するノウハウ等が明らかになることから、本件対象文書の一部を開示しても、会計検査院が作成した検査資料の種別・内容が明らかになることで、不開示情報を開示することと同様の結果をもたらすことになるものと認められ、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書を不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 小木曾 国 隆

委員 河 野 正 男

委員 早 坂 禧 子